

下仁田厚生病院 介護医療院運営規程

令和7年1月1日

下仁田厚生病院 介護医療院運営規程

(事業の目的)

第1条 下仁田南牧医療事務組合が開設する下仁田厚生病院において行う介護医療院(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、介護医療院サービス(以下「施設サービス」という。)の必要性を認められた要介護状態にある入所者(以下「入所者」という)に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 下仁田南牧医療事務組合 下仁田厚生病院 介護医療院
- (2) 所在地 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 409 番地

(説明及び同意)

第4条 施設の従業者は、施設サービスの提供の開始にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所申込者又はその家族に対し、療養上必要な重要事項について、理解しやすいように記した文書を交付して指導又は説明を行い、サービスの提供を受けることの同意を書面にて得なければならない。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(施設長) 医師 1 名(常勤兼務)

管理者は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、従業者に規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。また、管理者

は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。但し、入所者に対するサービスに支障がない場合にあつては、この限りでない。

(2) 医師 1名(常勤兼務/主治医)

医師は、入所者に対する健康管理、療養上の指導及び必要な医療を行うものとする。

(3) 薬剤師 1名(常勤兼務)

薬剤師は、医薬品の管理・供給と医薬品情報の提供を行い、医師の指示に基づき、入所者の治療に必要な薬剤の調剤を行うものとする。

(4) 管理栄養士 1名(常勤)

管理栄養士は、栄養並びに入所者の状態、病状及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供を行うものとする。

(5) 看護職員 7名以上

看護職員は、入所者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、医師の指示に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護を行うものとする。

(6) 介護職員 10名以上

介護職員は、入所者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、医学的管理の下における介護を行うものとする。

(7) 理学療法士 1名以上

理学療法士は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行うものとする。

(8) 介護支援専門員 1名(常勤専従)

介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画を作成し、作成後においても施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ施設サービス計画の変更を行うものとする。なお、施設サービス計画の内容について入所者又はその家族に対し説明し、文書により入所者又はその家族の同意を得ることとし、当該施設サービス計画を交付するものとする。また、その者が居宅に置いて日常生活を営むことが出来るかどうかについて、医師、薬剤師、看護職員、介護職員等の従業者の間で協議の上で定期的に検討し、その内容を記録することとする。

(入所定員)

第6条 施設の入所定員は、**40名**とする。

(サービスの内容)

第7条 施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 療養
- (2) 診療
- (3) 施設サービス計画の作成
- (4) 機能訓練
- (5) 看護

- (6) 医学的管理の下における介護
- (7) 食事の提供
- (8) レクリエーション
- (9) 入所者及びその家族への指導及び相談援助
- (10) その他入所者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 入所者が施設サービスの提供を受けた場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割負担、2割負担又は3割負担の額とする。

2 前項に定めるもののほか、入所者から次の額を徴収することができるものとする。

- (1) 居住(滞在)費に要する費用は別表のとおりとする。
- (2) 食事の提供に要する費用は別表のとおりとする。
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) その他施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。(別表のとおり)

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対してあらかじめ文書を交付して説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 入所者は施設サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出るものとする。
- (2) 機能訓練室を利用する際には、担当従業者の指示に従って事故のないよう利用するものとする。
- (3) 浴室を利用する際には、担当従業者に申し出て、必要のある場合には従業者の介助の下に安全に利用するものとする。
- (4) その他施設において定められた遵守事項を守るものとする。

(身体的拘束の禁止)

第10条 施設は、施設サービスの提供にあたっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)は行ってはならないものとする。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむ

を得ない理由を記録しなければならないものとする。また、施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため、高齢者虐待防止委員会を設置し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) 高齢者虐待防止マニュアルの整備
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、施設内で高齢者虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、高齢者虐待防止委員会に報告し、委員会はこれを速やかに市町村に通報するものとする。

(褥瘡の発生防止)

第 12 条 施設は、施設サービスの提供にあたり褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を予防するため、次の各号に定める体制を整備しなければならない。

- (1) 褥瘡のリスクが高い入所者に対し、褥瘡予防のための計画を作成すること
- (2) 褥瘡予防担当者を定めること。
- (3) 褥瘡対策チームを設置すること。
- (4) 褥瘡対策委員会を組織し、褥瘡対策のための指針を整備すること
- (5) 従業者に対し、褥瘡対策に関する教育を行うこと

(衛生管理)

第 13 条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 感染対策担当者を定めること。
 - (2) 感染対策委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底すること。
 - (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (4) 前号に定める指針に基づき、従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(非常災害対策)

第 14 条 施設は、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害に備えるため、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、年 2 回以上避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 従業者は、常に災害事故防止と入所者の安全確保に努めるものとする。
- 3 管理者は、防火管理者を選任する。
- 4 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 15 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 施設は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 安全対策責任者を定めること。
 - (4) 事故発生の防止のため、医療安全管理委員会の設置及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、指針に基づいて、直ちに必要な措置を講じるとともに、市町村、入所者の家族等に連絡をしなければならない。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び一部事務組合を組織する団体の長に報告しなければならない。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。
 - 4 施設は、入所者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 施設は、従業者に対し資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 施設は、サービス担当者会議等において、入所者又はその家族の個人情報を用いる場合や、居宅介護支援事業者等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供する際に

は、あらかじめ文書により入所者又は家族の同意を書面にて得ておくものとする。

- 5 施設は、提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。なお、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 6 施設は、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 7 施設は、その運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行い地域との交流に努めるものとする。
- 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は下仁田南牧医療事務組合の管理者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。